

仙台市交通局本庁舎「自動販売機設置事業者」募集要領

仙台市交通局(以下、「交通局」とする。)では、次のとおり仙台市交通局本庁舎に自動販売機を設置する事業者を募集します。

一般競争入札により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

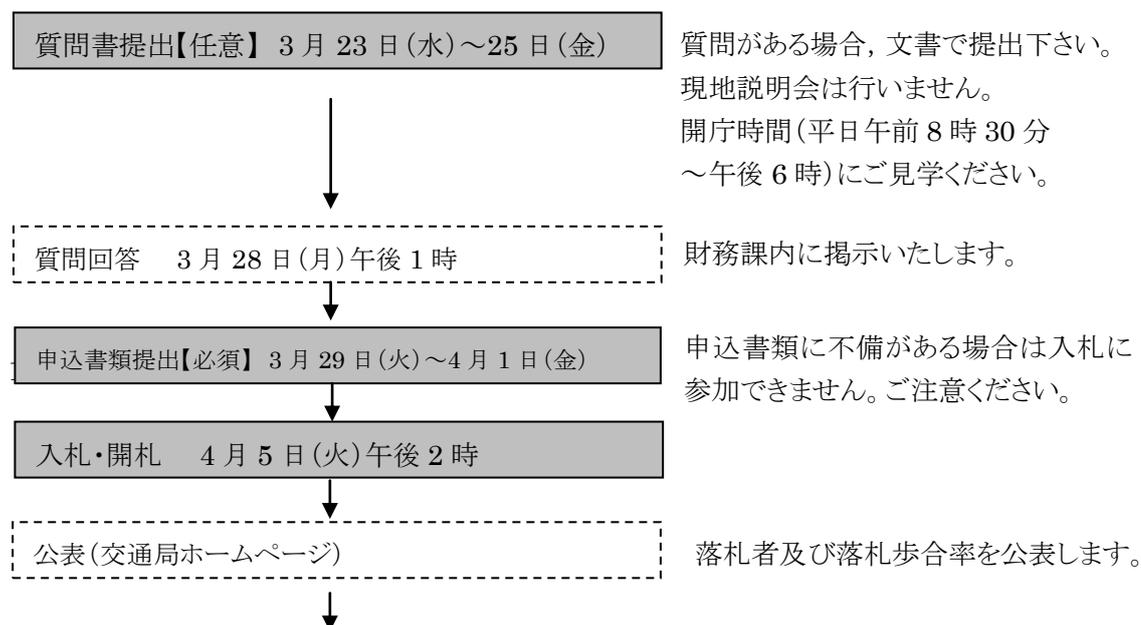
I. 募集概要

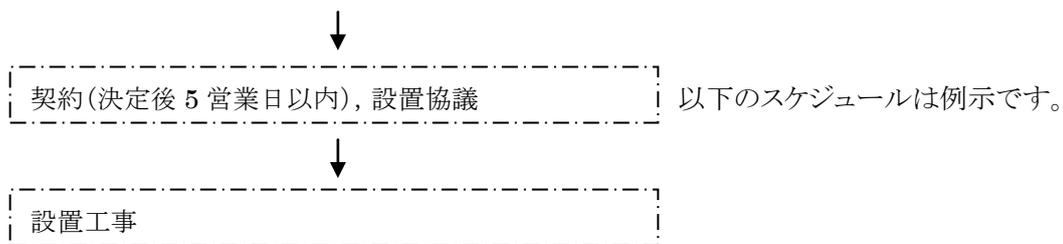
1 募集物件

場 所	施設名 仙台市交通局本庁舎 1階自動販売機区画(詳細は p.9 参照) 所在地 仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 15 号
台 数	飲料自動販売機 3 台(入札は 1 台毎に行います。)
自販機の種類	缶・びん・ペットボトル・紙パック入りの飲料品(乳飲料を含む)を主たる商品として取り扱うものとします。ただし、主たる商品の補完的な位置づけにおいて、他の品目を取扱うことは可能とします(例:飲料自動販売機の一部で菓子を扱う等)。酒類は取り扱いできません。また、給排水設備を必要とする飲料品及び食品は取り扱いできません。
入札件数	3 件 ※同一事業者による複数件の落札はできないこととしますので、詳しくは p.6(5)落札者の決定をご覧ください。
設 備	電気コンセントあり(電気料は子メーターによる実費精算制とします。)
最低賃料	歩合率 20.0%(税別)以上 ※上記の最低歩合率以上のご提案いただいた歩合制の貸付料とします。

2 スケジュール

募集から営業開始までの流れは次のとおりです。





Ⅱ. 条件

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 個人の場合は仙台市に住所を, 法人の場合は仙台市内に本店又は支店・営業所を有し, 市税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務について, 3 年以上の実績を有し, 商品補充, 金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任で行う者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。なお, 入札申込者及び設置事業者について, 宮城県警本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し, 暴力団等との関係の有無を照会する場合があります。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去 1 年以内に, 本市施設の自動販売機設置に関して, 契約内容に反する行為を行った者でないこと。

2 契約上の条件

(1) 契約形態

この契約は, 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 の規定に基づく行政財産の貸付(賃貸借契約)とします。この契約は契約期間満了により契約が終了し, 更新は行いません。

(2) 貸付期間

貸付期間は, 平成 28 年 5 月 2 日から平成 33 年 3 月 31 日までとします。

貸付期間には, 設置工事及び原状回復に要する期間を含みます。

(3) 貸付料

交通局が設定する予定歩合率(p.5 参照)以上で, 最高の提案歩合率に税込売上を乗じた額(別途消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)とします。半期毎に, 指定日までに納入していただきます。

(4) 電気料金

①電気料金は自動販売機設置事業者の実費負担とし, 電気使用量を計測するための子メーターを自動販売機設置事業者の負担で設置していただきます。

②自動販売機設置事業者は, 設置した子メーターの電気使用量に本庁舎全体の電気料単価を乗じて得た額を交通局が発行する納入通知書により納入して頂きます。

(5) 保証金

契約締結後、保証金として 100,000 円(非課税)を交通局が発行する納付書にて指定期日まで
に納めていただきます。

保証金は契約終了時、原状回復を確認した後に返還します。返還に際し利子は付しません。

(6) 解約

営業開始後に解約を希望する場合は、原則として3ヶ月前までの申し出があった場合に限り認め
ることとします。ただし、3ヶ月分の貸付料(原則として申し入れ前月の売上額を用いて算出)を支払
うことにより直ちに解約できることとします。なお、本件契約後、自動販売機設置事業者の一方的な
都合により中途解約した場合、当該物件の後継設置者を選定する入札には参加できません。また、
本件の契約期間中、交通局が行う他の同種入札に対し、本件の解約を前提に参加することはでき
ません。

営業開始前に自動販売機設置事業者の都合で解約される場合は、保証金の3倍の額を納めて
いただきます。

(7) 原状回復

契約終了の際は、設置事業者の費用で自動販売機区画を原状回復していただきます(壁や床の
穴等の修繕を含む)。

(8) 損害賠償及び補償

- ① 自動販売機設置事業者は、使用にあたり交通局又は第三者に損害を与えたとき、すべて自動
販売機設置事業者の責任でその損害を賠償しなければならないこととします。
- ② 本局庁舎等で行う維持管理に関する工事、停電作業、改造工事及び事故により自動販売機
設置業者に損害が生じた場合、交通局は一切の補償をしないものとします。工事及び作業
内容によっては、自動販売機を一時休業または移設していただく場合もございますが、この場
合においても交通局は一切の補償をしないものとします。
- ③ 各種の許認可関係及び交通局の事情等により、自動販売機の営業が不可能となった場合で
あっても、交通局は一切の補償をしないものとします。

(9) その他

契約書の契約内容をすべて遵守していただきます。

3 設置及び営業上の条件

(1) 設置条件

- ① 設置する自動販売機には自動販売機設置事業者の会社名または管理者名を必ず明記してくださ
い。
- ② 自動販売機の機種は、省エネ法(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和五十四年六
月二十二日法律第四十九号)に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関
する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率の良い自
動販売機であること。
- ③ 自販機窃盗被害発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪防止に努めて下
さい。
- ④ 自動販売機を据付ける場合は、自動販売機据付規準により転倒防止措置を講じてください。
- ⑤ 自動販売機の大きさについては、別図「自動販売機設置場所」の範囲内に設置できるものとして
ください。

- ⑥ 自動販売機設置事業者間で自動販売機の配置、大きさ、共用設備及び清掃に関し、調整するものとします。
 - ⑦ 自動販売機設置事業者が増設した設備は、原則として設置事業者の所有及び管理となります。
 - ⑧ 設置工事にあたり、搬入方法及び作業時間帯について、交通局の指示に従って下さい。
 - ⑨ 設置工事後も、本局庁舎の維持管理作業(停電作業を行う場合があります)に協力して下さい。
 - ⑩ 自動販売機の設置、撤去、維持管理(光熱水費等)及び原状回復に関する一切の経費は、自販機設置事業者の負担とします。
- (2) 営業条件
- ① 営業は自動販売機設置事業者(落札者)が自ら行うものとし、第三者に譲渡又は転貸することはできません。
 - ② 自動販売機の清掃や周辺美化の責任は、自動販売機設置事業者が負うものとします。
 - ③ ア. 使用済み容器の回収方法は、原則として、自動販売機設置事業者が回収箱(プラスチック製または金属製で容量概ね 70 リットル以上のもの)を設置してください。
なお、投入口付近には、一般ゴミの投入禁止とリサイクル推進を必ず表示してください。
イ. 回収箱からの容器の回収と処理は、自販機販売管理者の責任においてこれを行ってください。処理に当たっては、法律または条例の規定に基づき許可を得るなど適切なりサイクルに結びつけ得る業者に委託してください。
ウ. 回収頻度については回収箱から使用済み容器が溢れないよう十分配慮するとともに周辺環境の美化に努めて下さい。
 - ④ 自動販売機の広告パネルへは販売商品の紹介のみ掲出できるものとします。
 - ⑤ 電子マネー決済による販売は可とします。
 - ⑥ 毎月の売上額について翌月 10 日までに交通局に報告して下さい。
 - ⑦ 自販機等の設置にあたっては、事前に自販機の形状、意匠等について、本局に説明し、承諾を受けてください。

Ⅲ. 申込手続き等

(1) 現地見学【任意】

現地見学会は行いません。開庁時間(平日午前 8 時 30 分～午後 6 時)に現地をご確認ください。

(2) 質問【任意】

本募集要領の内容について不明な点がある場合は、質問書面(様式任意)をご提出いただくか **FAX** により本件窓口(p.7 参照)まで送信して下さい。また、送信後は窓口開設時間内に電話により着信を確認して下さい。

質問受付期間:平成 28 年 3 月 23 日(水)午前 9 時～平成 28 年 3 月 25 日(金)午後 5 時まで

質問への回答は平成 28 年 3 月 28 日(月)午後 1 時、財務課内に掲示いたします。なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

(3) 入札参加申込書類の提出【必須】

本募集要領及び質疑をご理解いただいたうえで、入札参加を希望する場合は、次の書類を作成し、本件窓口(p.7 参照)まで**直接ご提出**ください。郵送等による受付は行いません。

なお、応募書類に不備がある場合は入札に参加できませんのでご注意ください。

申込期間:平成 28 年 3 月 29 日(火)～平成 28 年 4 月 1 日(金)
(午前 9 時～午後 5 時, ただし正午～午後 1 時を除く)。

[申込書類]

入札 1 件につき各 1 部が必要です。複数の入札を申し込まれる場合は件数分ご提出ください。
入札毎に様式が異なりますのでご注意ください。

- ① 入札参加申込書(様式 2-A～C)
※自動販売機設置業務実績証明書の欄には, 設置事業者の実績年数について自動販売機の機器供給者(メーカー等)からの証明を受けてください。
- ② 誓約書(様式 3-A～C)
- ③ 法人の商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し(個人の場合は住民票の写し)
※発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。
- ④ 市税の滞納がないことの証明書
※市税の課税の有無にかかわらず, 申請書を持参のうえ, 区役所, 総合支所税務担当課において交付(1通 300 円の手数料が必要です。)を受けてください。

IV. 入札手続き

1 入札及び開札

(1) 入札方法

- ① 入札書(様式 4-A～C)は, 設置を希望する設置場所の所定欄に提案歩合率(小数点以下 1 位まで)をご記入下さい。

設置場所	台数	貸付料予定歩合率 (入札の最低歩合率)	備考
A	1 台	20.0%(税別)	別途, 消費税及び地方消費税相当額, 電気料及び保証金が必要となりますので, 本要領をよくお読みのうえ, 提案歩合率を記載してください。
B	1 台	20.0%(税別)	
C	1 台	20.0%(税別)	

- ② 入札書は封筒に入れて, 提出して下さい。
- ③ 代理人による入札の場合は, 委任状(様式 5-A～C)を提出し, 委任を受けた方の名前で入札して下さい。

(2) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し(申込の受付時にお渡します。)
- ② 入札書及び封筒
- ③ 委任状(代理人の方が入札される場合)

(3) 入札及び開札の日時, 場所等

入札及び開札の日時: 平成 28 年 4 月 5 日(火) 午後 2 時

入札及び開札の場所: 仙台市交通局本庁舎 5 階入札室

入札の受付等: 入札の受付は, 入札開始時刻の 30 分前から行います。

なお, 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。

入札(開札)会場への入室は, 各参加者から 1 名とさせていただきます。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- ③ 入札者の記名・押印のない入札
- ④ 歩合率その他重要事項の記載が不明確な入札(歩合率の訂正は認められません。)
- ⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

入札及び開札は, 設置場所毎に設置場所 A から順番に行います。

それぞれの設置場所に対し, 予定歩合率以上をもって有効な入札を行った者のうち, 最高の提案歩合率をもって入札した者を落札者とします。落札となるべき同率の入札をした者が 2 人以上あるときは, 直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

設置場所 A で落札した者は設置場所 B 以降の入札はできません。同様に設置場所 B で落札した者は設置場所 C の入札はできません。

落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(6) 結果の公表

開札の結果, 落札者があるときはその者の名称及び歩合率を, 落札者がいないときはその旨を, 開札に立ち会った入札者に知らせるとともに, 交通局ホームページにより公表します。

(7) 次点者の取扱

落札決定後, 落札者の都合により辞退があった場合は, 次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

2 契約の締結

落札者は, 交通局が指定する日までに契約書に記名押印していただきます。期間内に契約書に記名押印しないときは, 契約を締結しないものとみなす場合があります。その場合, 落札は無効となり, 交通局の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

3 決定の取り消し

落札後, 落札者が入札参加資格を有しないことが判明した場合や, 本要領に定める条件による営業ができなくなった場合, 落札者としての決定を取り消し, 次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

V. その他

1 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 要領について疑義が生じた場合は、交通局の解釈によります。
- (3) 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。
- (4) 申込及び契約の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。
- (5) 自動販売機の売上実績については、次回公募を行うこととなった場合に参考データとして公表する場合があります。
- (6) 自動販売機の設置、撤去、維持管理及び原状回復に関する一切の経費は、自動販売機設置事業者の負担となります。
- (7) 消費税法の改正等により消費税率が改正された場合、改正後の税率を適用するものとします。
- (8) 現在本庁舎に設置されている6台の飲料自動販売機のうち、庁舎外バス停前の1台、地下1階の3台については平成28年4月中に設置を終了し、当面、新たな設置は行わない予定です。

2 本件窓口及び問合せ先

〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

仙台市交通局総務部財務課会計係(仙台市交通局本庁舎5階)

TEL :022-712-8313 FAX: 022-266-7513

※窓口開設時間は平日午前9時～午後5時(ただし、正午から午後1時を除く)。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。本要領の内容に関する質問はⅢ.(2)参照。

関係資料

仙台市交通局本庁舎 位置図



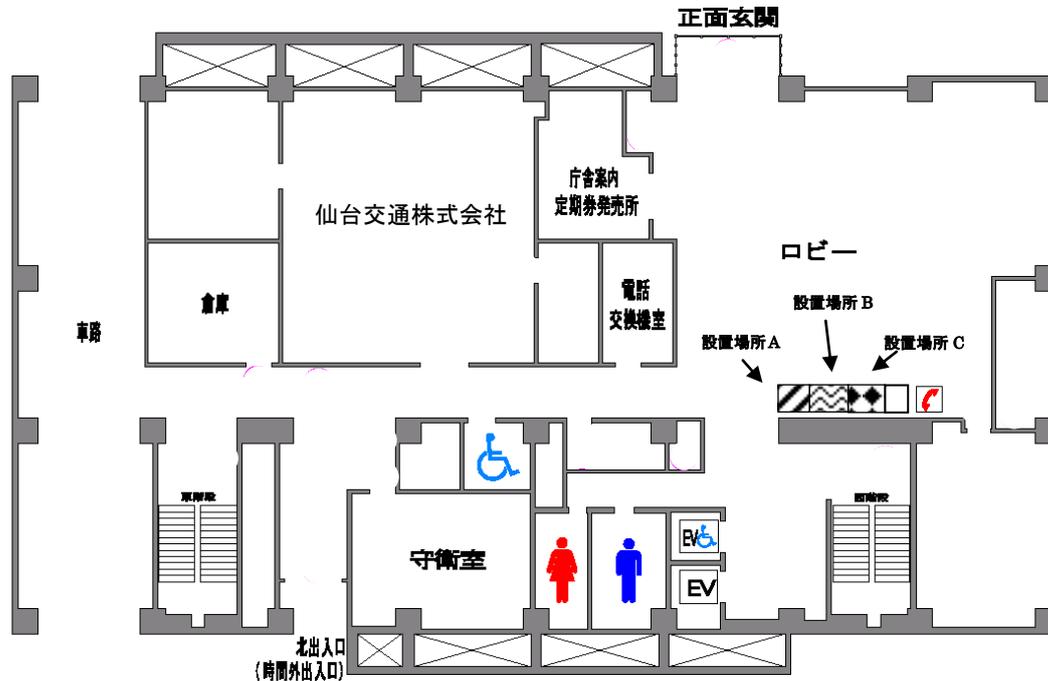
自動販売機設置場所

※ 下記の設置面積に回収箱は含めません。

 設置場所 A…幅 1,200 mm×奥行 1,100 mm×高さ 1,880 mm以内 (設置面積 1.32 m²)

 設置場所 B…幅 1,200 mm×奥行 1,100 mm×高さ 1,880 mm以内 (設置面積 1.32 m²)

 設置場所 C…幅 1,200 mm×奥行 1,100 mm×高さ 1,880 mm以内 (設置面積 1.32 m²)



交通局庁舎 1階案内図

参 考

次のグラフはあくまでも参考として過去の実績を示すものであり、交通局が平成 28 年度以降の賃料を予測するものではありません。

賃料は交通局本庁舎前バス停から出発するバスの本数、庁舎内にて勤務する職員等の人数、自動販売機の増設、撤去、移動等、様々な要因によって変動します。

